

宮城県復興推進計画（確定拠出年金加入者生活再建促進特区）

作成主体の名称

宮城県

1 復興推進計画の区域

宮城県全域

2 復興推進計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に本県を襲った「東北地方太平洋沖地震」は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れとその後に続いた大津波により、本県沿岸部を中心に極めて甚大な被害を及ぼした。この地震・津波により、死者・行方不明者は 11,719 名、全壊・半壊家屋は 23 万棟を超えた。また、沿岸部では産業活動の全てが被害を受け、多くの人々が就労の場を失った。

平成 25 年 2 月現在で、応急仮設住宅（民間賃貸住宅等含む）への入居者は 10 万人を超え、今もなお不自由な生活を強いられている。

また、その後発生した福島第一原子力発電所事故により放射性物質が飛散したため、健康不安、風評被害による農林水産物の価格低下・取引停止、観光客数の著しい減少など、地震・津波以外の被害も県民生活に多大な影響を及ぼしている。

このような状況で、本県の復興を進めるためには、インフラ整備や生活支援に取り組むとともに、被災者の住宅再建や就業の促進などにより、被災者が安定した生活を取り戻すことが重要である。このため、確定拠出年金法の特例を受けられる環境を整え、脱退一時金の活用による被災者の生活再建等を促進し、地域の復興を推進するものである。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本県では、平成 23 年 10 月に今後 10 年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定した。震災復興計画では、被災者の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組むため、「被災者の生活支援」、「農林水産業の初期復興」、「商工業の復興」、「原子力災害等への対応」など、11 項目を緊急重点事項として掲げており、被災者の安定した生活を確保するための支援、漁港・漁場の機能と農林業の生産基盤の回復を図る支援、仮設店舗・工場での事業開始や本格的な事業再開に向けた店舗・工場等の復旧・整備支援、放射線測定・風評被害を払拭するための支援等の取組を進めている。

4 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

（1）復興推進事業の内容

東日本大震災復興特別区域法第 34 条に基づく確定拠出年金法の特例に基づき、確定拠

出年金に加入している被災者が、脱退一時金を活用することを可能にし、それにより、地域の活性化を図る。具体的には以下のとおりである。

① 住宅の再建等

被災した住宅の再建、被災した家財の購入、賃貸住宅等への転居、その他住環境の再生に使用する資金

② 事業の維持・再開、就労確保

農林水産業の維持・再開、商店等の個人事業主の事業再開、あるいは就労に使用する資金

③ その他

上記①、②のほか、安心できる生活の確保や、文化・スポーツの振興などの地域の活性化に資すると認められる事業のために使用する資金

(2) 実施主体

確定拠出年金の脱退一時金の支給を受ける者

(3) 特別の措置の内容

確定拠出年金法附則第3条第1項の特例として、一定の要件を満たし、かつ、確定拠出年金の脱退一時金を上記地域振興事業のためにその全部又は一部を使用すると見込まれる者として、宮城県知事が認めた者を対象とし、その者によって国民年金基金連合会等に申請がなされ、認められた場合に脱退一時金が支給される。

5 復興推進計画の実施により見込まれる効果

本計画の実施で認められる確定拠出年金法の特例による脱退一時金の支給は、被災者が被災した住宅の再建や事業の再開等を行う場合、その資金調達の選択肢を広げるものであり、生活再建の促進が期待できる。

また、東日本大震災からの復興を目指す本県にとって、被災者が安定した生活を取り戻すことが最優先課題であり、県民一人ひとりの生活再建を促進することで地域の活性化が図られ、さらには本県の復興の推進につながるものと期待される。

6 計画期間

認定の日から平成28年3月31日まで

7 その他

本計画の作成に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づき、県内35市町村から意見聴取を行った結果、計画に対する意見はなかった。